

木津川市市民提案型ごみ減量活動等補助金交付要綱

平成 31 年 4 月 18 日告示第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、家庭から排出される一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の減量及び再資源化を促進するため、市民等が主体的に取り組む多様な活動（以下「ごみ減量活動等」という。）に対し、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成 19 年木津川市規則第 36 号。以下「規則」という。）の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、市に通勤又は通学する者、市に営業の拠点を有する企業及び市に活動の拠点を有する団体をいう。
- (2) ごみの減量 発生抑制、再使用等により、排出されるごみ（再生利用及び熱利用が可能な物を含む。）の重量を減少させることをいう。
- (3) ごみの再資源化 木津川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に定められた分別区分の徹底により、市が行うとする再生利用を促進すること及び市民等が自ら再生利用を行うことをいう。
- (4) 地域型ふれあい収集事業 市民等が、木津川市家庭ごみふれあい収集事業実施要綱（平成 30 年木津川市告示第 96 号）第 2 条に規定するふれあい収集に加え、ごみの適切な分別に関する指導等を実施する事業をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 複数の市民等が構成員となっている団体であって、かつ、その構成員に占める市民等の割合が過半を超えるもの
- (2) 市民等である団体
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体又はこれらの者が構成員となっている団体は交付を受けることができない。

- (1) 特定の政治、宗教又は思想等に関わる団体
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- (3) 木津川市暴力団排除条例（平成 24 年木津川市条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員

等の統制下にある団体

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助率及び補助金の上限額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助対象経費等)

第5条 前条に規定する事業の補助対象経費等は、別表第2に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する申請は、市民提案型ごみ減量活動等補助金交付申請書(別記様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて第3条各号に規定する団体の代表者(以下「申請者」という。)が行うものとする。

(1) 事業計画書(別記様式第2号)

(2) 事業収支予算書(別記様式第3号)

(3) 支出予算内訳書(別記様式第4号)

(4) 団体概要書(別記様式第5号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、規則第5条に規定する交付の決定に当たり、必要に応じて木津川市廃棄物減量等推進審議会に意見を聴くものとする。

2 市長は、補助対象事業の適正かつ効果的な実施のため、前項の意見等を踏まえ、申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

(交付決定通知)

第8条 規則第6条に規定する通知は、市民提案型ごみ減量活動等補助金交付決定(却下)通知書(別記様式第6号)によるものとする。

(変更申請)

第9条 規則第9条第1項に規定する変更申請は、市民提案型ごみ減量活動等補助金変更交付申請書(別記様式第7号)によるものとする。

(変更交付決定通知)

第10条 規則第9条第2項に規定する通知は、市民提案型ごみ減量活動等補助金変更交付決定(却下)通知書(別記様式第8号)によるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する報告は、市民提案型ごみ減量活動等補助金実績報告書(別記様式第9号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて申請者が行うものとする。

- (1) 事業収支決算書（別記様式第 10 号）
- (2) 支出内訳兼領収書一覧表（別記様式第 11 号）
- (3) 事業費の支出を証する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第 12 条 規則第 14 条に規定する補助金交付額の確定通知は、市民提案型ごみ減量活動等補助金交付額確定通知書（別記様式第 12 号）によるものとする。

（補助金の支払）

第 13 条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認めるときは、交付を決定した補助金の額の 2 分の 1 を超えない範囲で概算払をすることができる。

2 申請者は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは市民提案型ごみ減量活動等補助金支払請求書（別記様式第 13 号）を、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは市民提案型ごみ減量活動等補助金概算払請求書（別記様式第 14 号）を、市長に提出しなければならない。

（事業の公表）

第 14 条 市長は、第 6 条の規定により申請された事業について、その事業の内容を公表するものとする。

2 市長は、第 7 条の規定により交付の決定を受けた事業の申請者、申請者が属する団体の名称、事業の内容及び事業の成果を公表するものとする。

3 申請者は、市長が前項の規定により事業の成果を公表するために必要な協力をしなければならない。

（免責）

第 15 条 補助金の交付を受けて実施した事業に起因して生じた事故及び損害については、市は責任を負わないものとする。

（補則）

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象事業	補助率	補助金の上限額	その他
先進的ごみ減量等モデル事業	補助対象経費の全額	30 万円 (ただし、高いごみ減量等の効果が期待できるものとして特に市長が認めるものにあつては、必要な額とする。)	補助対象経費の総額が 10 万円を超えるものに限る。
地域内ごみ減量等推進事業	補助対象経費の全額	10 万円	—
地域型ふれあい収集事業	ふれあい収集を実施する 1 世帯当たり 3,000 円／月（定額）	—	別に定める地域型ふれあい収集協定書を締結して実施するものに限る。

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象外経費	その他
先進的ごみ減量等モデル事業	申請に係る事業に直接要する費用（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告費、手数料、保険料、委託料、工事請負費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他諸経費）	人件費、不動産の取得に係る費用、補償費	補助対象経費となる委託料と工事請負費の合計額は、補助対象外経費を除く事業費の総額の 2 分の 1 を上限額とする。 補助対象経費は、交付の決定を受けた日以降に支出したものに限る。ただし、交付申請時に交付決定前の着手を届け出たものについては、この限りでない。
地域内ごみ減量等推進事業			